



< 気象警報発表時の対応について >

午前 6 時現在、「岩出市」「紀の川市」「和歌山市」のいずれか、または、居住する市町村に、「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発表されている場合は、以下のように対応する。

I 通常授業時（定期考査期間中でない場合）

（ア）「岩出市」「紀の川市」「和歌山市」のいずれかに上記警報が発表されているとき

- ① 午前 6 時現在、上記警報が発表されているときは、自宅待機とする。
- ② 午前 9 時までに上記警報が解除された場合は、午前 11 時から S H R ・授業を行う。
- ③ 午前 11 時までに上記警報が解除された場合は、午後 1 時から S H R ・授業を行う。
- ④ 午前 11 時現在、上記警報が引き続き発表されている場合は、臨時休校とする。

（イ）「岩出市」「紀の川市」「和歌山市」以外の市町村に上記警報が発表されているとき

通常通り授業を行うが、発表されている市町村に居住の場合は以下のとおりとする。

- ① 午前 6 時現在、居住する市町村に上記警報が発表されているときは、自宅待機とする。
- ② 午前 11 時までに、居住する市町村の上記警報が解除された場合は、その時点で登校することとする。
- ③ 午前 11 時現在、居住する市町村の上記警報が引き続き発表されている場合は、公欠とする。

※ 気象警報の解除後、登校する場合

- ・当日のすべての授業の準備をすること。
 - ・安全に十分気をつけて、危険が予測される場合は、無理な登校はしないこと。
- （当日もしくは後日その旨を学校に連絡し、「欠席届」を提出すること）

II 定期考査期間中

（ア）「岩出市」「紀の川市」「和歌山市」のいずれかに上記警報が発表されているとき

- ① 午前 6 時現在、上記警報が発表されているときは、自宅待機とする。
- ② 午前 11 時までに上記警報が解除された場合は、午後 1 時から S H R ・考査を行う。
- ③ 午前 11 時現在、上記警報が引き続き発表されている場合は、臨時休校とする。

※ 臨時休校となった場合、考査日程は変更せず、臨時休校となった日の考査については、定期考査最終日の翌日に行う。

（イ）「岩出市」「紀の川市」「和歌山市」以外の市町村に上記警報が発表されているとき

通常通り考査を実施するが、発表されている市町村に居住の場合は以下のとおりとする。

- ① 午前 6 時現在、居住する市町村に上記警報が発表されているときは、自宅待機とする。
- ② 午前 9 時までに、居住する市町村の上記警報が解除された場合は、その時点で登校し、指示に従うこととする。
- ③ 午前 9 時現在、居住する市町村の上記警報が引き続き発表されている場合は、公欠とする。